

(仮称) 浜島プロジェクト建設事業に係る簡易的環境影響評価書

環境影響評価委員会 小委員会 議事概要

日時：令和5年9月22日(金) 14:00~15:30

場所：三重県志摩庁舎 大会議室

委員：簡易評価書の概要説明時に、近隣でキンランとギンランが確認されたという話がありましたが、この地域で過去に確認されたという資料があったのでしょうか。

事業者：近隣の合歓の郷のゴルフ場のアセスでは、キンランとギンランが確認されており、今回の事業計画地にも存在する可能性があるため、調査を行いました。

委員：わかりました。キンランとギンランですが、雑木林の端で確認されることがあり、今回の調査で確認されなくても、今後、芽が出てくることもあります。また、ササユリは、土の中に埋まっていた球根が、木が伐採されて日差しが入り込むことで芽が出てくる、といった例があります。今回の事業では工事をしないということなので可能性は低いかと思いますが、掘り返してしまって、球根に影響を及ぼすことが心配されますので、そういうことが無いようにお願いします。

事業者：承知いたしました。

委員：もう一つ、ヤマユリについてですが、これは東日本の方に多い種です。ヤマユリは植えることもあるため、野生のものではない可能性がありますが、もし事業計画地内で確認されたユリ属の一種が野生のヤマユリであれば、ササユリよりも貴重で、三重県のレッドデータブックで絶滅危惧 IB 類に分類されています。今後、気を付けて確認していただければと思います。

委員：今回の事業の濁水処理については、浄化槽で処理してから放流される計画で、また、簡易評価書の水質の評価に関しても、生活用と水産用の両方の基準を把握したうえで、これらの基準に合わせた評価をいただいているということで非常に安心しております。

事業計画地近隣の海苔の養殖を実施されているエリアでは、全リンや全窒素の濃度を上げて、処理水を流してほしいという要望をお聞きすることもあります。志摩市の管轄の海域のため、漁業関係者と事業者同士の話し合いでは処理水濃度を決定できないことから、志摩市と漁業関係者と事業者の3者間の話し合いで、処理水の濃度を決めて、放流していただいた方が、今後養殖等の漁業に良い効果があるのではと思いました。

また、簡易評価書では、大体年間10万人の来場を見積もっておられましたが、これはゴルフの事業をやっていた時よりも増える見込みなののでしょうか。それとも、減るのでしょうか。

事業者：増えます。

委員：いいことだと思いますが、今回の現地調査で確認させていただいたところ、事業計画地までの道は、小さな漁港が複数あり、非常に狭い道でした。ゴルフ場として営業してい

た時と、レジャー施設として営業を開始した後では、来場者がアクセスする時間帯や、来場者の年代層等が変わる可能性があると思われます。朝や夕方に漁へ出かける漁業関係者や、漁業関連のトラック、また鶴方方面へ車で出勤される方への交通について、ゴルフ場からレジャー施設へ変更することによる影響のシミュレーション等はされているでしょうか。

事業者：騒音振動の予測評価時に、時間帯ごとの交通量を想定して、予測評価を実施しております。

委員：漁業関係者の活動時間帯と来場者のアクセスする時間帯が被ることによって、トラブルにならないように、漁協等へ説明する際に、交通影響についても言及することで、今後のコミュニケーションが変わるかと思います。

もう一つは、事業実施区域内で確認されている重要種のユリについて、本当に希少種であれば、確認された場所だけを保全するのではなく、移植して群落のようなものを作るというのはできないのでしょうか。

委員：芽が出てくるのは少なく、様々なところに埋まっている球根が芽を出すこともある、という状態です。1か所に集めるよりも、環境に任せて芽を出すのを待つ方がよいかと思います。ユリ類等の保全をする場合は、生育環境の維持として木を切って暗くならないようにしています。重要種のユリ類だけを集めて、というのは実際にやってみないとわからないと思います。

委員：これまでのアセスで、重要種が確認された地点の改変が避けられない場合は、代替措置として、移植して、移植先で種を維持するというのを聞いたことがあるので、せっかくだから、グランピング等で子供たちが来た際に学習の場にもなるようなことをしてもよいかと思いました。絶滅する前に、保全という形で事業実施区域内の良い環境のところまで移植しておけば、維持できるのではと思った次第です。

また、現地調査時に事業者にも質問させていただきましたが、ヘリポート等を作る予定はないでしょうか。

事業者：ございません。

委員：アスレチック施設でけがをした人を運ぶ必要が出てきた場合、病院は事業計画地からかなり遠いところにあるので、搬送が難しい気がします。事業計画地が非常に広いことから、ヘリポートを作っただけだと、近隣の人たちも安心でき、防災時の防災拠点として、地域との協力も可能になるかと思いました。

委員：簡易評価書のP.6、図2.3-2の伐採計画の中で、森林伐採するところを掲載いただいています。現地調査時に、駐車場予定地に大きな木が1本生えていて、その木を切るか検討中であるという話をお聞きしました。切る予定であれば、この図面に記載していただいた方がよいのではないのでしょうか。

事業者：図2.3-2では、地域対象民有林の範囲の中で、伐採するものを記載しています。駐

車場予定地の木は残したいのですが、木の実が落ちたり、駐車場の障害になったりするため、現時点では伐採する方向で検討しています。しかし、この木は地域森林計画対象民有林ではないため、この図には記載していません。1ha未滿の伐採を実施する場合は、伐採届を志摩市に提出することになりますが、その届出では地域森林計画対象民有林が対象となりますので、簡易評価書の図にも同様の形式で掲載しております。

委員：逆に言うと、この図の赤枠の事業実施区域の中には、地域森林計画対象民有林とそれ以外のものが混在しているということでしょうか。

事業者：そうです。以前、ゴルフ場を開発した段階では、この地域は地域森林計画対象民有林が多かったのですが、かなり減少し、残置森林の部分以外は、地域森林計画対象民有林ではなくなりました。逆に、ゴルフ場を作る際に、コース間の樹林帯として植えた部分は、地域森林計画対象民有林には含まれてません。

委員：わかりました。他に、グランピングの来場者が、山に入るかもしれないという話がありました。山以外にも、ゴルフ場の人工池もあり、子供が山や池に入ってしまうということも危惧すべき点かと思えます。池や山の周囲に複数の柵を設置する可能性はないでしょうか。また、そうなるに造成が必要になるのではないのでしょうか。そのような安全対策等は何か考えられているのでしょうか。

事業者：大きな造成は予定しておらず、安全対策として通常の柵やフェンス等の処置はするつもりです。

委員：アセスの対象とならないような範囲で、対策をされるということを考えているということですね。

委員：当該事業計画地の位置する志摩市は、景観計画を策定しており、事業計画地は景観計画区域内に該当すると思えます。簡易評価書の P.265 に志摩市の景観計画が掲載されています。横山展望台及び桐垣展望台からの眺望保全地区外にはなりますが、事業計画地は里海・熊野灘沿岸ゾーンに属していることから、そのゾーンに対して、建築物の色等に関する基準が景観計画には定められているはずですが、その基準に従って、景観の予測評価のフォトモンタージュを作成してはいかがでしょうか。現在のフォトモンタージュでは、赤色でジップラインを描いていただいておりますが、実際は何色になる予定でしょうか。

事業者：現時点では、色は未定です。

委員：例えば、志摩市の景観計画で推奨している色にするということはあるのでしょうか。

事業者：志摩市の景観計画及び国立公園の管理に関して、現在、両者と協議している段階です。まず、環境省と、全体的なアトラクションについて、自然公園法に関してどのような判断をするかということ、今後協議していく予定です。それに伴って、志摩市との景観協議も同時並行で実施していく予定ですが、まだ、建築物の色等は決まっておらず、今後の協議の中で決定していくかと考えています。

委員：一応、景観法は、自然公園法への上乗せ基準を、景観計画として作ることができるということになっています。恐らく、志摩市はそこまで定めてはないとは思いますが、もし上乗せ基準が定められていたらそれに従ってください。

また、ササユリ等の重要種について、位置等の情報を開示してしまうと採取されてしまう危険性がありますが、地域で特徴的な植物であることから、見て触れて、知っていただく機会の場になった方がよいのではないかと考えます。しかし、重要種の移植は、大抵失敗してしまい、移植して成功している例はほとんどないのでうまくいかないとは思いますが。ぜひ、意識していただきたいのは、緑の連続性についてです。ゴルフ場内の樹林帯を繋げたり、独立している池の周囲に植物を植えて、日影を作って水生昆虫等の生物に適した環境にしたり、木を植えていただいて、カーボンニュートラルに配慮していただいたりすることで、水辺や緑の連続性を実現して、それが楽しめる場所にしていただくと非常に良いと思います。

それと、水質の処理水計画値は、県条例の上乗せ基準に適合する pH が 5.8 以上 8.6 以下に、措置報告書で修正していただくんですよね。それはお願いします。

あと、委員も意見していた、防災公園的な機能についても配慮した事業を実施し、宣伝できるとよいと思います。防災公園にすると、広場が必要になるため、あまり木が植えられなくなってしまい、緑の連続性という点では難しい面もありますが、ぜひ検討していただきたいです。この施設があることで、来場者が 10 万人見込むことができ、地域の経済も潤いますが、環境も良くなるというような、様々な方面に良い影響が出る事業を目指していただけると非常に良いと思います。

事務局（地球温暖化対策課）：簡易評価書 P.267 の表 6.7-3 では、各予測地点からの計画施設の眺望の状況を記載いただいています。例えば、浜島港については、クラブハウスの屋根とジップラインのデッキ上部が見えると記載いただいています。本日、迫子小公園の展望台からの眺望を確認させていただいたところ、クラブハウスの屋根が確認できました。また、P.269 の現況・予測写真からもクラブハウスの屋根が確認できます。この写真が、展望台から撮影されたのかどうか、もし、展望台の上から撮影されていないのであれば、写真の撮影地点の再選定をお願いします。また、眺望の状況について再度整理していただき、予測評価について措置報告書で修正してください。

事業者：承知いたしました。迫子小公園の写真は、展望台の上から撮影しております。

事務局（地球温暖化対策課）：ササユリの保全についての対応がわかりにくかったので、もう一度ご説明をお願いします。また、水質については、事後調査とはまた異なり、月 1 回程度の頻度で調査されていく予定とのことですが、水質以外に同様にモニタリングを実施していく予定のものはありますか。それらのモニタリング結果は、志摩市に情報提供等はされるのでしょうか。

事業者：ササユリ等の保全として、新たに重要種が見つければ、保全等の対応を検討させていただきます。現時点では、工事関係者向けにマーキングや位置等の明示を実施していますが、供用後はそれらを撤去し、一般来場者にはわからないようにする予定です。もし、新たに重要種が見つかった場合の対応については、改めて検討します。また、モニタリングについては、水質についてのみ実施する予定です。

事務局（地球温暖化対策課）：水質のモニタリング結果は、志摩市や地域の方に情報提供する予定はありますか。

事業者：これまで、水質に関しては漁協の方が確認していただいております。志摩市にも提供しています。

事務局（地球温暖化対策課）：現在の情報共有については、そのまま続けられる予定ということでしょうか。

事業者：その通りです。

委員：今まではゴルフ場だったため、夜間営業はされていなかったと思いますが、今後グランピングやレジャー施設が出来た場合、明るさが今までとこれからで変わるのでしょうか。また、変化があった場合、漁業や養殖業、動植物への影響はあるのでしょうか。

事業者：基本的には、夜間は特に運営する予定はありません。グランピングについては、事業実施区域の志摩エリアは非常に星がきれいなエリアであるため、照明は足元だけに設置する計画を予定しております。施設ができたとしても、夜間、事業実施区域が目立つ可能性はないかと思えます。レジャー施設についても、基本的に夕方までの営業がメインとなっており今後イルミネーション等を実施することがあっても、夜間の遅い時間帯まで営業することは、現状では考えておりません。

委員：来場者が山の中に入って、重要種の植物を持って帰ってしまう可能性があるという話について、普通に家族で来られるような方が持って帰ることはないと思いますが、うわさを聞いた人が、入り込んで全部採取してしまうということが心配になります、楽しんでほしいということもそうですが、あんまり重要種の在処がわからないようにすることも大事な、とは思いますが。